

(R8. 3. 30)

島根県土木総務課建設産業対策室 武田、永島
TEL : 0852-22-5388 FAX : 0852-22-5782
E-mail : shimane-kensetsu@pref. shimane. lg. jp

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置対象業者及び指名停止措置期間

商号又は名称	代表者氏名	住 所	措置期間
(株) 金田建設 知事-第8942号	金田 隆徳	隠岐郡隠岐の島町港町 大津ノ二・13番4	令和 8年 3月31日から 令和 8年 4月13日まで (2週間)

2. 指名停止措置の範囲

島根県が発注する建設工事等について、指名停止とする。

3. 事実概要

株式会社金田建設は、島根県隠岐支庁発注の「隠岐島前3地区（知夫村仁夫地区）家畜保護施設新築工事」に元請負人として携わっていたが、令和7年11月3日に同社の運転手がフォークリフトを用いた作業を行っていたところ、フォークリフトのブレーキが利きすぎて荷物が落下し、近くで作業していた同社の作業員に接触したため左頬骨、眼窩底、鼻骨骨折となる事故を生じさせた。

株式会社金田建設に対し、「フォークリフト又はその荷が接触することにより危険を生じるおそれのある箇所に、作業に従事する者が立ち入ることについて禁止する旨を見やすい箇所に表示すること、その他の方法により禁止していないこと」について、松江労働基準監督署から是正勧告がなされた。

4. 指名停止措置理由等

同社が松江労働基準監督署から是正勧告を受けたことは、「建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱」別表第1第7号に該当する。

なお、指名停止措置期間は2週間とする。

〈指名停止措置要綱 別表第1〉

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 県発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	2週間以上4ヵ月以内 (故意又は重過失の場合、 1ヵ月以上)